

平成 26 年度「証券ゼミナール大会」

第 7 テーマ

「我々にとっての望ましい年金の在り方について」

長崎県立大学国際情報学部

小原篤次ゼミ

榎並、桐村、幸、PARK チーム

目次

はじめに	・・・ P2
第一章～公的年金をとりまく環境について～	・・・ P3
1 はじめに	
2 過度の経済前提	
3 公的年金制度の問題点	
4 おわりに	
第二章～年金制度の現状～	・・・ P11
1 はじめに	
2 年金について	
3 公的年金の対策	
4 海外比較	
5 おわりに	
第三章～過去 10 年間の制度改革～	・・・ P17
1 はじめに	
2 年金制度による各負担	
3 賦課方式での再分配	
4 おわりに	
第四章～望ましい年金制度の提案～	・・・ P22
1 はじめに	
2 年金制度の問題点	
3 改革案	
4 おわりに	
おわりに	・・・ P33

はじめに

日本の人口は近い将来 1 億人を割ると予想されている。人口減少とともに少子化、高齢化もますます進んでゆく。人口減少、少子化、高齢化の進行により日本という国の姿は刻々と変化しつつある。変化の中、ますますの人口減少や少子高齢社会によって危惧されることがあまたある。とりわけ公的年金は不安材料の一つと言っても過言ではないであろう。少子高齢化の進行により年金負担額が増えるとの見込みがあることに加え、制度的な問題点もあり、負担額は増えるいっぽうだが将来自分のもとに自分が負担した額に見合った還元がなされない可能性があるのではないかという心配ごとを胸に抱いている人は多い。人口減少という大きなターニングポイントをむかえている今、公的年金を見直すことは十分意義深いものとなるであろう。

1942年に労働者年金保険としてスタートした公的年金制度は70年以上にわたる社会や経済の変化の中で必要に応じて改革がなされてきた。ここでは公的年金の現状を分析することにより問題点を洗い出し、改善点を提案している。めまぐるしく変化する現代において望ましい公的年金の在り方とはどうあるべきなのか。これからの公的年金の在り方と現状の問題点について以下に述べてゆく。

第一章

～公的年金をとりまく環境について～

1. はじめに

政府は 2004 年、年金制度改革の年金 100 年安心プランで、年金の安定性を将来にわたり維持することを約束した。また今年 6 月 3 日の年金財政検証では、
5 所得代替率が 50%を超えていることを示した。しかし政府が年金の安定性を示唆する一方、年金の制度改革なしには将来安定的に現在と同様の水準の年金を給付し続けることが難しいという見方もある。年金の制度改革の柱として、年金積立金の運用資産改革が挙げられる。130 兆円の運用資産をどう運用するかが安定的な年金の給付の成否に大きな影響を与えることが考えられる。そこで、
10 以下に G P I F¹の運用と体制についての課題を述べる。

2. 過度の経済前提

15 まず問題点の一つとして、G P I Fの運用目標設定のための経済前提を過度に扱っていることが挙げられる。社会保障審議会年金部会の下に「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」が設けられ、2011 年 10 月から 2014 年 3 月にかけて 17 回にわたって、徹底的に議論、検討した。年金の経済前提の議論としては質、量ともに世界最高レベルである。しかし、
20 この経済前提の議論はやりすぎである。第一に、将来の予測はほとんど当たることがない。リーマンショック、東日本大震災など予測できないことが多数発生し、世の中や経済はめまぐるしく変わる。名だたる大企業が明日倒産する

¹ 年金積立金管理運用独立行政法人のこと（Government Pension Investment Fund）

可能性も常にある。

- 予測することに過度に集中しすぎるのは避けることが望ましい。予測することを目的とするのではなく、年金の運用に生かすべく幅を持ち、いろいろなシナリオを想定することが必要だ。しかし、幅を持ったところでテールリスクが伴う可能性がある。テールリスクまで考えると、まったく予測のしようがない。
- 5 結局どれだけ慎重に検討しても、予想外の出来事はおこる。100年安心プランがうまくいくかどうかの予測など宝くじと同じくらい当たらない可能性が高い。そうはいえ、年金財政の健全性を検証することは必要だ。不確実性を考慮し、柔軟に対応していけるような発想と体制のもと、議論を進めていくことが
- 10 必要である。

経済前提を過度に議論することが問題である二つ目の理由は、経済前提で検討する GDP 成長率や生産性という実体経済の世界と、資産運用の土俵である金融市場、資産市場の世界は別物だということだ。

- 15 実体経済をいかに丁寧に予測し、議論しても、年金資金を運用して得られるだろう収益の見通しを立てる上での予測にはほとんど無関係である。実際、金融市場の状況と実体経済の状況を結びつける経済理論は未発達だ。そして、今存在する理論ではほぼ現実を説明できない。

- 20 1980年代の日本の不動産・株式バブルや、ITバブル、リーマンショック前までの世界的な資産バブルは予測できないことであった。しかもそれは実体経済と無関係ではないが、関係があるときとないときがあり、また、関係があったとしてもその関係は安定していない。実体経済が良ければバブルになりやすいといえる。しかしどの程度バブルになるかは実体経済とは無関係だ。

- 25 運用に関しては、金融市場がほとんどを担っているため、実体経済の成長には直接関係がない。もちろん、経済理論的には、長期の経済成長率と企業の利益成長率は関係し、企業の利益が増えれば、株価も長期的には上がる。実際に2009年以降、企業収益は急回復している。しかし株価の変動はそれと関係なしに動いてきたのである。2013年、株価は倍近くまで上がったが、企業収益は株価の上昇率ほどには向上していない。また2014年、企業収益は増加を続けているが、株価は停滞気味である。長期的に見ても、日本国債の価格の上昇や金
- 30

利低下を完全に予測できるものはほとんどいないのである。

年金の運用に関しては国債の金利が重要である。しかし、長期国債の名目金利の長期的な予測をすることは不可能に近く、どれほど実体経済の予測を綿密に立てても、実体経済とあまり関係がない。そして、年金の運用には長期国債の利回りが重要なのであるが、これが予測できないのであればどんな実体経済予測をしても無駄になってしまう。どれだけ入念に実体経済の歴史的・統計的
5 数字をとり、経済理論をもとに金融市場の数字に結びつけても、現実世界における将来の数字の予測にはならない。運用として実際に金融資産に投資するときの基準となる数字として使えるかどうかはわからないのである。
10

経済前提に対する過度の議論が問題である三つ目の理由は、実体経済と資産市場は、経済理論上はともかく、実際には独立して動いていることである。経済前提の分析、議論の中では実体経済と資産市場を強引に結び付けて議論をし、
15 結果として運用利回りの数字を出していく。だが、実際には結びついていないものを館関連させているため、それを実際の運用目標とすれば大きなひずみをもたらすことになる。

現実の資産市場、金融市場は実体経済と分離している。そして、資産市場には資産市場の理論があり、投資家には投資家の理論がある。それらが経済理論
20 と一致することもあるし、実体経済と関係することもある。しかし、ほとんどの場合別の論理で動いているのだ。

根源的に、資産市場と実体経済に関係があるかどうか、超長期で見れば方向性は一致しているのではないか、理論体系としてはつながっているはずだ、という議論は現実には役に立たない場合が多い。理論的にそうであることと、
25 そう考えると運用がうまくいくこととは全く別である。経済理論を理解したうえで、現実にはそれを横に置き、資産市場は資産市場の論理で動くという考え方で運用していく必用がある。このような現実に対し、理論、経済前提にとらわれすぎるとよい運用につながらなくなる可能性がある。

経済前提にとらわれることはさらなる深刻な問題をもたらす。経済前提を分
30 析、議論する経済学者と運用を担う運用担当者との間に対立が生じることであ

る。

経済理論をもとに忠実に議論を進める経済学者やエコノミストである審議会の先生方は、厚労省のアドバイザーだ。審議会の先生方は中立的に議論をする
5
も現実の運用環境には適合していない。例えば現在の運用利回りの想定は、名
目で 4.1%ということになっている。また、基本ポートフォリオでは、昨年ま
での 3 年間は国内債券 67%で、昨年からは国内債券 60%となっている。国内
債券は 10 年物で回したとしても 0.6%、国内平均で見れば 0.4%程度で運用す
10
るのがやっとならぬ。資産全体の 60%を利回り 0.4%で運用することがほぼ決ま
っているにも関わらず、全体で 4.1%を達成するには残りの 40%は 10%近いリ
ターンをあげる必要がある。それも 5 年平均であるため、5 年間のリターンで
みれば合計約 60%のリターンをあげなければならない計算になる。実質的にそ
れは不可能である。

現実を踏まえた有用な議論を進めるために、独立的に議論を進めていくことも
15
必要であろう。

3. GPIF 及び公的年金制度の課題

(1) 制度問題

20
公的年金制度の問題点として、厚労省が運用目標として名目の運用利回りか
ら名目の賃金上昇率を引いた実質運用利回りという指標をつくり、これで
GPIF に指示を出してきた点があげられる。これによって運営側とそれ以外の
立場の間でジレンマが生じている。

年金財政は賃金がベースとなっており、賃金水準が通貨のような役割で賃金
25
水準との比率で納付額が決まり、給付額も決まる。そのため、厚労省にとって
運用利回りを賃金上昇率と比較することは当然であるのだ。しかし、運営以外
の立場からは賃金を通貨のように考えることの意味を理解することが難しいの
である。運用について運営側とその他の立場で相互理解が成立していないとい
う点で問題である。

30

公的年金制度の問題として、国民全体、制度全体を最優先する必要があることもあげられる。また、賦課方式では世代間の扶養となり、勤労世代が高齢世代を支えるという形が続くことになる。そうなると、将来の制度が長期的に安定することや継続できることが重要になるため、長期的な制度全体のことを最優先に考える必要が生じる。数字目標に関していえば、当面の運用の名目の数字自体はあまり関係がなく、長期的に考えることが重要になる。長期的に考えることが重要であるため、運用利回りの数字は短期の運用の目標というより長期の年金財政の健全性の確認として仮に置く数字としてしか重要でないということが言える。その結果、短期的には非現実的な数字が出てくることにつながる。その非現実的な数字の相互理解に苦しむという結果も同時に生じてくる。

年金の持続可能性を考える際に重要なことは、物価と賃金の変化である。物価に関しては制度的に対応できる仕組みができています。しかし、賃金に関して対応していないものがある。それは運用利回りだ。年金財政の健全性を保つためには、賃金上昇率を上回る実質運用利回りを達成する必要がある。そのため厚労省は達成のための目標設定をし、指示を出す。一方、運用側としては厚労省の指示を完全に達成できるような運用方法がない。そのため、外への説明のためによくわからない運用目標が出てきたりするのである。このようにひずみが出てきてしまうことも題点のひとつである。

20

(2) 構造問題

構造的な問題として、機関の役割が重複していることがある。役割が重複している機関とは GPIF の運用委員会と厚労省の経済前提検討委員会である。では具体的にどのような仕事が重複しているのか。まず、運用委員会では基本ポートフォリオについて議論する。基本ポートフォリオは GPIF が運用委員会の議を経て決定する最も重要な指針である。一方、厚労省の経済前提検討委員会では分散投資の効果を見積もる。分散投資を見積もる際には過去のポートフォリオと同じカテゴリーで計算をする。完全には一致していないが、運用委員会での基本ポートフォリオの議論と、経済前提検討委員会での分散投資の効果の推計の基本的な構造は同じである。

30

しかし、運用委員会がまったく必要ないわけではない。まず、運用委員会では綿密な議論がされるため、効果は期待できる。また、妥当な分散投資効果を中立的に算定する経済前提検討委員会と、リスクを高めずに少しでもリターンを稼ごうと必死にアイデアを振り絞る運用委員会ではまったく立場が違うため

5 意味がある。さらに、基本ポートフォリオを大幅に変更する際に考えや枠組みを打ち出すのが運用委員会の役割である。これらを踏まえると、完全に運用委員会が必要ないとは言い切れない。しかし根本的な構造が同じであるため、独立させる必要があるのかどうか疑問である。今後は運用委員会の機能を経済前提検討委員会に移行し、統合することが望ましいのではないだろうか。

10

運用委員会と経済前提検討委員会の構造が根本的に同じであるためさらに生じる問題がある。分散投資効果が毛経済前提の検討の際に算出されてしまっているため、GPIF は運用に関して何も意思決定ができない。さらには、矛盾したのも突きつけられているため身動きが取れない。すなわち、年金制度からの要請である「安全かつ効率的」という基本理念と、中期目標にある運用目標としての「目標利回り」、これらが常に矛盾するという問題が生じるのである。

15

これまでの議論では、分散投資効果が 0.4%であった。リスクに関しても全額国債並みと決まっている。これを踏まえると、運用利回りの資産全体目標 4.1%はいらないということになる。換言すれば、運用利回りの目標も設定すると 2つの目標に対して一つの手段ということになって、達成不可能な目標を与えられていることになる。そのため運用利回りという目標設定は無駄であると同時にジレンマを生じさせる一因でもある。二つの矛盾する目標を与えることで GPIF を困らせ国民も混乱させてしまうのである。

20

25

(3) 技術的問題

GPIF の運用には根源的な問題が存在する。それは国内債券だ。現在、世界的に見ても低金利の国が多い。21 世紀に入ってから世界的に金利は低下し、世界は低金利が定常状態になってきている。低金利下では投資が盛んに行われるという経済的に良い側面がある。また新興国にとって投資は非常に重要なこと

30

である。新興国の成長戦略として、金利をどうやって低くし、低コストで資金調達することによってどこまで投資を拡大できるかということが必要である。低金利には多くのメリットがひそんでいる。しかし、運用の立場にはデメリットも存在する。以前は、定期預金の利子率が高かったため、それに伴うリターンが大きかった。仮に利子率を 5% とし、老後のための定期預金が 2000 万あるとする。この場合、年間 100 万円の利子による利益が得られることになる。実際に、1980 年代末のバブル期は預金の利子が高ければ 5% ということもあった。しかし今や金利はほとんどゼロに近い。利子による儲けが期待できないため、株や投資信託という手段を選ぶ人も少なくない。運用にも同じようなことがいえる。もともとは、国債で運用してプラスアルファをリスクなくという方向性で問題がなかった。しかし、国債の金利が低下している現在、利回りが低いため、資産規模に大きな影響がもたらされることになる。国債の利回りは根源的な問題の一つである。

15 4. おわりに

GPIF には上記に述べたような問題点が存在する。経済前提や構造問題で共通しているのは、「本当にそこまで必要？」というところである。経済前提について上記で述べたことを簡単に換言すれば、いわばやりすぎなのである。化粧の場面を想像してほしい。見合った化粧量はその人の顔をさらに洗練させ引き立たせることができる。一方、化粧が度を過ぎるときわめて滑稽あるいは印象を悪化させてしまう。歌舞伎なら別であるが。つまり、自分を引き立たせられる適度な化粧が好ましい。GPIF の経済前提議論は「化粧塗りすぎ」なのである。適度な化粧が必要である。すなわち経済前提議論をすること自体が目的になり、議論が過度にならないよう監視していく必要がある。

25 構造問題についても経済前提と同様、適度であることが必要だ。もしものために必要そうだから、今すぐに必要ではないものを蓄えることはよくあることだ。しかしその蓄えがすぎると重荷になってしまう。蓄えたにもかかわらず、もう既にあったものだけで事足りれば本末転倒である。蓄えることの意味が薄れてしまう。よって、同じような機能を持っているのであれば、両者がまったく同じような役割を果たそうとするのではなく、どちらかが一方の機能をより

高められるような機能のあり方を模索していくのがよいのではなかろうか。もちろん蓄えることにも十分意味がある。要は生かし方しだいである。

- 運用に関しても課題が存在する。経済は常に動いていく。何か策を練ってもまた改善点が出てくるといったいたちごっこになることはおそらく日常茶飯事になるであろう。常に変化していくものに対応するためには、自分自身が柔軟になる必要がある。GPIFについてもそれがいえる。問題点に柔軟に対応できるような組織づくりをすることがこれからの課題であると考えている。

10

15

第二章

～年金制度の現状～

5 1. はじめに

平成 12 年の法律改正により、特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢が平成 25 年度から平成 37 年度にかけて 60 歳から 65 歳へ上げられ、また、坑内員または船員としての実際の加入期間が 15 年以上ある方について平成 30 年度から平成 42 年度にかけて 65 歳へ上げられる。この支給開始年齢の引上げに伴い、60 歳代前半における老齢厚生年金の繰上げ請求ができることとなった。²

15 2. 年金について

年金の定義とは何か。年金には①国が社会保障（生存権【憲法 25 条 すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する】）を保障するための国の政策のこと）の給付として行う公的年金と、②企業が従業員の定年退職後の生活を図る企業年金、③個人が自分の責任と計画に基づき、老後の所得保障の準備をする私的年金の三つがある。企業年金は退職金制度から移行してくる場合が多いため、有期年金とするのが一般的だ。①の公的年金には、国民年金・厚生年金保険・共済年金が含まれ、②の企業年金には厚生年金基金・税制適格退職金、障害基礎年金、遺族年金基金に分けられる。老齢基金年金とは、65 歳から終身給付を受けることができる年金で、普通「年金」ということの老齢年金をさす。次に障害基礎年金とは、加入中病気や怪我などで一定の障害を

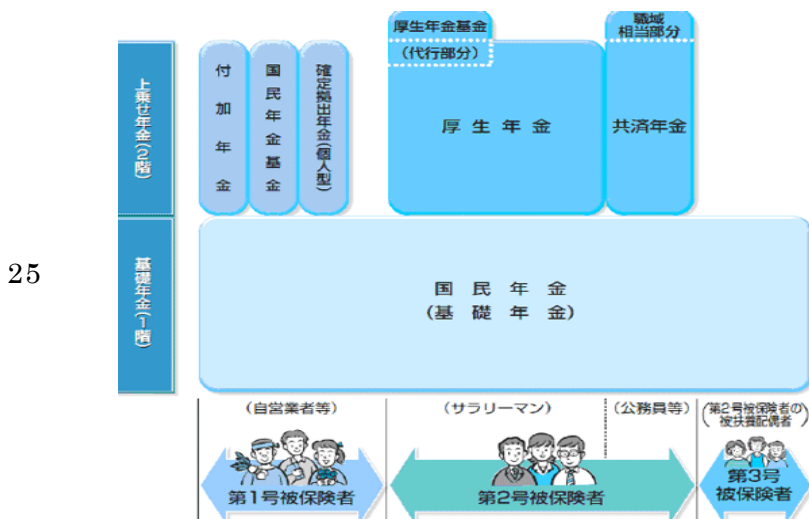
² 日本年金機構 WEB サイトより（2014 年 5 月 27 日）

5 負った場合に支給される。また 20 歳前の障害にも対応している。最後に遺族基礎年金とは年金受給者や被保険者が死亡した際、配偶者か原則 18 歳以下の子が給付を受けられるものをいう。国民年金（基礎年金）とは、日本に住んでいる 20 歳から 60 歳までのすべての人が加入するもので、国民年金のみに加入

10 する人（第 1 号被保険者）が月々給付する年金保険料は定額（平成 26 年度時点で 15, 250 円）だが、平成 16 年度から保険料の上限を決めて段階的に引き上げられており、平成 29 年度に 16, 900 円（平成 16 年度価格）になる。平成 16 年度の物価・賃金水準での価格であり、実際には、その時々物価・賃金の状況に応じて変わる。国民年金（基礎年金）の支給開始年齢は 65 歳で、給付

15 した期間に応じて給付額が決定し、20 歳から 60 歳の 40 年間すべて保険料を給付していれば、月額約 6.4 万円（平成 26 年度）の満額年金を受給することができるのである。厚生年金とは、会社などに勤務している人が加入する年金で、保険料は月ごとの給料に対して定率となっており、（平成 25 年度末現在で 17.12%）、実際に納付する額は個人で異なる。また、厚生年金は事業主（勤務先）が保険料の半額を負担しており（労使折半）、実際の給付額は、給与明細などに記載されている保険料の倍額となる。従来の支給開始年齢は 60 歳だったが、段階的に引き上げられ、平成 37 年度（女性は平成 42 年度）には 65 歳になる。共済年金とは、国家公務員、地方公務員や私立学校の教員が加入する公的年金だが、平成 27 年 10 月から厚生年金と一元化される。

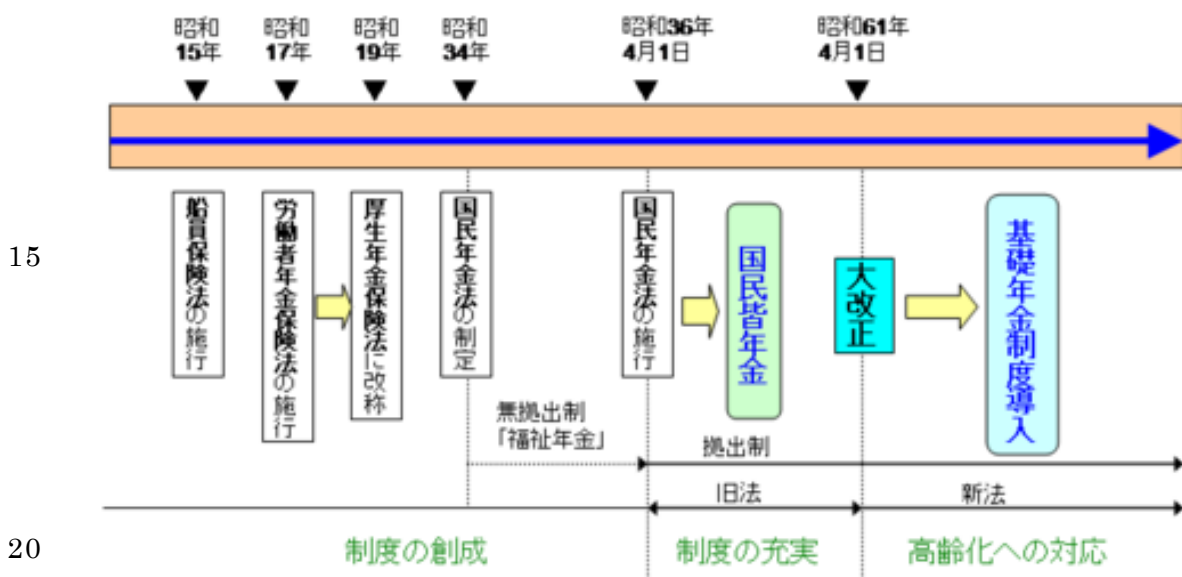
20 図 1 年金制度の体系図



30 出所「日本年金機構」WEB ページより（10 月 27 日）

図 2 から見て取れるように、厚生年金は、昭和 17 年の労働者年金保険法が前身になる一方、国民年金は、昭和 34 年の無拠出制「福祉年金」が前身、現在の拠出制の国民年金は昭和 36 年 4 月が始まりになる。この国民年金は、被用者年金制度に加入していない自営業者等が加入の対象としていて「国民皆年金」体制が整った。厚生年金と国民年金の始まりは異なるのである。また、昭和 61 年 4 月に「基礎年金制度」が導入されることにより、被用者年金制度の被保険者は図 1 のように「2 階建て年金」を受給することになった。

10 図 2 年金制度の沿革



出所「年金需受給・サポートサイト」WEB ページより

25

3. 公的年金の対策

公的年金にもさまざまな種類があるが、近代化するにつれ少子高齢化問題が
 30 浮き彫りとなってきた。それにともない対策も変化してみたのでまとめてみた。

昭和 60 年	基礎年金の導入/給付水準の適正化
平成 2 年	被用者年金制度間の費用負調整事業の開始
平成 6 年	厚生年金（定額部分）支給開始年齢の引き上げ等
平成 9 年	三共済（JR・JT・NTT）を厚生年金に統合
平成 12 年	厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢の引き上げ、裁定後の年金額の改定方法の見直し（物価スライド ¹ ）等
平成 14 年	農林共済を構成年金に統合
平成 16 年	上限を固定した上での保険料率の段階的引き上げ、マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の引き上げの決定化等
平成 21 年	臨時的な財源を用いた基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 の実現
平成 24 年	消費税を財源とした基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 の恒久化、特例水準の解消、被用者年金制度の一元化等

（データは日本年金機構：

<http://www.nenkin.go.jp/n/data/sic/0000016024pT8ghAPvV6.pdf> より）

5

4 海外比較

はじめのほうで、平成 25 年度から平成 37 年度にかけて 60 歳から 65 歳へ引上げられ、また、坑内員または船員としての実際の加入期間が 15 年以上ある方についても平成 30 年度から平成 42 年度にかけて 65 歳へ引上げられると述べたが、欧米諸国も少子高齢化の進行によりこの傾向にある。欧米主要国の支給開始年齢をみると、フランス 62 歳、スウェーデン 65 歳（保証年金のみ。所得比例年金は 61 歳以降で本人が選択）、米国 67 歳、英国 68 歳となっている。OECD³加盟 34 ヶ国の公的年金支給開始年齢を 65 歳としている国が男性 17 ヶ

³ OECD は「Organization for Economic Co-operation and Development」

国、女性 14 ヶ国と最も多い。OECD34 ヶ国の平均の支給開始年齢は、男性 65.5 歳、女性 65.0 歳であり、日本の支給開始年齢は平均的な水準にある。⁴日本の賦課方式は年金財政を世代間扶養の考えを基礎にして構築するという考え方で、このモデルは経済が発展する限りは問題なく運用出来るが、少子高齢化になると、現役世代の負担が増大し、制度の継続が困難になる可能性が出てくる懸念がある。今の日本がまさにそのような状況で、今は現役世代約 3 人で 1 人の年金生活者を支えている状態であるがこれが 2050 年には現役 1 人で高齢者 1 人を支えなくてはいけなくなるので、現役の負担は一気に 3 倍になってしまう。

5

10

このようにさまざまな改正が行われ、現在の年金制度が完成された。日本の年金制度については理解を深めることができたが海外はどうだろうか。日本と同じような先進国としてあげられるドイツ・スウェーデンを例に見てみよう。この二つの国も少子高齢化に苦しむ国だ。

15

まずはドイツについて。ドイツの公的年金制度は、給付建て賦課方式⁵を採用している。失業者の増大や少子高齢化の進展³等により年金負担率の上昇が続き、92 年の改革の後も、96 年、99 年、2001 年に改革を行ってきた。近年ではリースター年金⁶とよばれる制度も導入している。またスウェーデンも年金の制

：経済協力開発機構」の略で、本部はフランスのパリに置かれている。第二次大戦後、米国のマーシャル国務長官は経済的に混乱状態にあった欧州各国を救済すべきとの提案を行い、「マーシャルプラン」を発表しましたが、これを契機として、1948 年 4 月、欧州 16 か国で OEEC（欧州経済協力機構）が発足した。これが OECD の前身にあたる。その後、欧州経済の復興に伴い 1961 年 9 月、OEEC 加盟国に米国及びカナダが加わり新たに OECD（経済協力開発機構）が発足し、我が国は 1964 年に OECD 加盟国となった。

⁴ みずほ総合研究所 HP より（2013 年 8 月 16 日）

⁵ 賦課方式は、年金支給のために必要な財源を、その時々々の保険料収入から用意する方式である。現役世代から年金受給世代への仕送りに近いもので、現役世代が高齢になって年金を受給する頃には、子どもなどその下の世代が納めた保険料から自分の年金を受け取ることになる。

⁶ 2002 年に当時のヴァルター・リースター内相の下で導入された。加入者が支払う保険料に対し、政府による直接的な補助金もしくは所得控除を受けられるというものである。対象はドイツの公的年金加入者とその配偶者。受給時には助成金を含む積み立て元本の全額が戻ってくるというのが最大のメリットだ。連邦労働・社会省の統計によれば、リースター年金は目下の不況にもかかわらず、加入者数を順当に伸ばしている。リースター年金の受け皿商品は、連邦金融監督庁の認定を受けた

度大改革が 99 年から実施された。それまでの給付建て賦課方式を刷新し、賦課方式ながら拠出建て（あらかじめ拠出する掛け金を決めその総額と運用収益によって将来の給付額が事後的に定まる、掛け金建てともいう）に基づいた年金計算が行われるようになった。

5

5 おわりに

10 章のはじめでも述べたように、日本は今後年金受給率が引き上げられる。これからも少子高齢化の進む日本は、一人が担う負担が大きすぎるという点から、年金受給年を引き上げることで現役世代の負担を減らし、定年退職者に対する再雇用への道も開ける。今後の年金の在り方としては、引き上げることには賛成であるが、定年退職者への再雇用のシステムの確立や、法律の改正、若年層と中高年が共に働ける環境づくりなどを改めて考える必要があると考える。

年金保険、銀行預金、投資信託、建築貯蓄契約の 4 つ。被保険者はこれらの中から選択し、契約をする。

第三章

～過去 10 年間の制度改革～

5 1. はじめに

年金財政の方式には二つに分けられる。現役世代が高齢世代の給付を支える賦課方式と、世代ごとに収支を管理する積立方式である。日本の過去 10 年の制度改革は給付を抑制し、負担を増加させるものだった。

10

2. 年金制度による各負担

日本の公的年金財政には、賦課方式と積立方式が存在する。賦課方式とは、
15 退職者への年金支給を同年代の若年者が支払う保険料収入で賄う年金方式である。各人について保険料支払額と将来の予想年金支給額の関係は、特定されない。一方、積立方式の下では、各人は若年時に自分の積み立てた保険料の元利合計から保険数理的に算出された額を年金として受給する。したがって各人について積立額と将来の予想年金受給額の関係が明確に特定される。

20 賦課方式には次のような問題点が存在する。一つ目は、賦課方式の下では、恣意的な世代内の所得再分配が起きやすい。受給の高いグループに対しては保険料も高くなるという縛りがないため、保険料と受給額が別々の基準で決められる。このため純受給からみると、理由のつけがたい同一世代内の再分配が起きるのが通常である。とくに、政治的な理由での再分配が起きやすい。日本で、
25 専業主婦が共働きの主婦より遥かに優遇されているのはこのためである。二つ目に、賦課方式の下では、支払う保険料と将来の受給額との間に直接的な関係がないから、保険料は労働者にとって「税金」と受け取られ、労働供給への阻害効果をもつ。せっかく働いて給料をもらっても、そのうちの何割かを税としてとられてしまうのなら労働時間を減らそう、ということが賦課方式では起こ

りかねない。

一方、積立方式の下では、将来、市場収益率に基づいた元利合計が年金として還元されるから、保険料は年金基金に積み立てている自分の「貯蓄」と同じであり、あくまでも自分の手取り所得の一部であると人々は考えるであろう。

- 5 したがって、積立方式の年金制度は、労働供給を阻害しない。今次年金改革の年金財政見直しにおける積立金の姿を見てみよう。積立金の大半が厚生年金の積立金だから、厚生年金の財政見直しを見ることにする。まず、2005年度から2009年度までは、積立金の運用益を給付に充当しても支出が賄いきれず、積立金残高は少しずつではあるが減少する。もっと長期の動きについては、2010
- 10 年度から先はしばらくの間は積立金が増加して年度価格で現在程度の水準を回復するが、今世紀半ば以降は逆に減少、今世紀末には、2004年の価格でわずか16兆6000億円になってしまう。今世紀後半に積立金はあらかた取り崩すということである。

- 15 日本の年金制度において、勤労世代は自分の老後のための貯蓄として拠出しているのではなく、その時代の高齢者という赤の他人のために拠出している。保険料などの拠出は、拠出した人のためにとっておかれるのではなく、そのときの高齢者に給付され、消費されてしまうことが前提である。賦課方式年金制度は、勤労制度が自分ではなく、その時点の高齢者の生活を支えるために、ほぼリアルタイムで給付に必要なお金を拠出することで成り立っている制度である。
- 20

- これに比べ、積立方式には次のような問題点をもっている。一つ目は、インフレによる目減りに対して無防備であるというものである。これは金利自由化以前には正当な批判であった。しかし、自由化後は、金利はインフレに連動して上がる。現にアメリカでは1970年代のインフレ時には金利が20%近くまで
- 25 上がった。日本でも金利の自由化が着々と進行しつつあって、積立方式に対するこの批判はあてはまらなくなりつつある。アメリカの中産階級の多くにとって、公的年金は老後の生活資金のほんの一部を賄うだけで、主として企業年金に頼る人が多い。その企業年金のいくつかは、完全な個人勘定に基づいた積立方式で運用されている。例えばアメリカの大学教授の多くが加入している
- 30 TIAA-CREFF という年金制度がある。この制度の下では、毎年それまでに積み

立てた元利合計が報告され、今すぐ退職するとしたら年々いくら年金をもらえるか、また今の調子で65歳まで貯め続けたらその時に年々いくらもらえるかが知らされる仕組みになっている。アメリカの大学教授の多くは退職後の生活資金の大部分をこの年金に頼ることになるが、インフレ懸念のためにこの年金制度が不安だという声は聞かれない。インフレになれば金利がそれにつれて上昇するためである。二つ目は、積立方式の下で莫大な積立資金を政府が運用しなければならず、その運用が非効率的な時には、取り返しのつかない大きな無駄が出るというものである。しかし、積立基金の運営は必ずしも国が行う必要はない。これはちょうど自動車保険と同じである。一定額の保険には加入しなければならないが、どこの保険を選ぶかは個人の選択に任せるわけである。このような国民への依託を取り入れれば、仮に政府の資金運用が非効率だとしても、すべての人がそれに縛りつけられずに済む。現にイギリスでは、この制度が取り入れられている。

賦課方式に比べて積立方式の下では、国全体の貯蓄残高が増えているから、「予想し得ない事態」が勤労者に起きても退職者に起きても、年金が支払われた後に、お互いに融通し合える余裕ができる。この意味では積立方式のほうがそのような事態にむしろより効果的に対応できると言えよう。

年金改革の前の日本の年金制度は基本的に賦課方式で運営されていた。例を厚生年金にとると、基礎年金と合わせた年金支給水準を現役労働者の標準報酬の約70%に維持することが年金政策の柱の一つになっており、定期的に行われる年金財政の見直しでは、この支給水準で年金制度が永続的に存続できるよう保険料の調整がなされていた。日本の年金というと高齢化時代の財源のことだけが問題にされることが多い。このような日本の年金制度の下で、自分の支払う年金保険料の収益率を知っている加入者は少なくない。このような制度の下では、保険料の支払は、貯蓄としてよりは賃金税として受け取られる。賃金税が成年男子の労働供給に及ぼす効果については、論争のあるところであるが、婦人の労働供給にはっきりした影響をもつことは実証敵に知られている。したがって、特に専業主婦を優遇する仕組みがなくても賦課方式の年金制度は、婦人の労働供給を阻害する。しかし、日本の年金制度は専業主婦をいちじるしく優遇しているので、主婦の労働市場参入を特に阻害していると言える。

3. 賦課方式での再分配

賦課方式のもとでは、二種類の世代間の所得再分配が起きる。まず年金第一
5 世代は、支払った保険料に対して法外の収益率の年金を受給した。次に、高齢
化時代の労働世代から退職世代への大規模な所得移転が起きる。なお、高齢化
時代における年金財源問題の根源は、賦課方式の下では高齢化時代勤労時代は
この負担に耐えられないだろうという予感から出発している。

人の人生は労働を行う若年期と労働を行わず若年期に行った貯蓄を取り崩し
10 て生活する退職期の二期からなるとし、予想される生涯の所得の半分を各期に
消費するものとする。ゼロから五までの六つの世代を考えると、各世代の人口
は一人であるが、第三世代は団塊の世代で人口が他の世代の倍の二人である
ものとする。各期において退職期と若年期の二世代が共存している。

各人は、若年期に十の生産を行い、退職期には生産は行わない。遺産の授受
15 はないとする。投資はなく、利子率はゼロ、政府については年金以外の支出は
なく、年金税以外の税もないものとする。経済全体についての貯蓄の調整は貿易
収支で行われるものとする。正の貯蓄は貿易収支の黒字を意味し、正の貯蓄
残高があることは累積で貿易収支の黒字があることで、海外の資産を保有して
いることになる。

20 公的年金制度に世代間の不公平が存在することは、多くの既存研究が明らか
にしてきたので、目新しいことではない。たとえば、内閣府「経済財政白書」
では世代会計の手法により、世代ごとの生涯年金保険料負担と生涯年金受給額
を測定し、世代間の格差の存在を指摘している。また、厚生労働省「構成年金、
国民年金平成十六年財政再計算結果」でも世代ごとの拠出と受給の比率を明示
25 している。ほかにも多くの既存研究が公的年金制度の世代間不公平に関心を寄
せてきた。

これらの既存研究は、その研究が分析対象とする公的年金制度のもとで、世
代間の不公平がどの程度発生しているかを実証的に示すことに関心を持っている。
30

4. おわりに

5 公的年金は急激な物価変動などのリスクがあって積立方式ではなく、賦課方式を採択している。賦課方式はそのときの現役世代の賃金からの保険料を財源とするので、給料際の物価や生活水準に見合った金額を受け取れるように計算されている。

10

15

20

25

30

第四章

～望ましい年金制度の提案～

5 1. はじめに

第4章では、少子高齢化が進み社会的に関心が強まってきている中で、それが年金制度にどのような影響を及ぼしてきたのか、また今後どのような問題が起こってくるのか、世代間格差を論点とし述べていく。さらにこの問題点を踏
10 まえ、様々な視点から日本の年金制度の改革案を述べていく。

2. 年金制度の問題点

15 (1) 給付と負担における世代間格差

戦後、日本の平均寿命は世界一の水準にまで達し、人口増加の高齢化が進む一方、生まれてくる子どもの数は減少傾向にあり、少子化が進んでいる。総務省統計局の「人口推計」によると、1960年（昭和35年）において、全人口における65歳以上の人口は5.7%であり、20歳以上65歳未満の人口における65
20 歳以上の人口の割合は10.6%（9.5人で1人）であった。これが、2055年になると全人口における65歳以上の人口は40.5%、20歳以上65歳未満の人口における65歳以上の人口の割合は85%（1.2人で1人）という見通しになる。

厚生労働省によると、平成24年度における公的年金加入者は、6.736万人である。急激に少子高齢化が進む中で、現役世代と年金受給者世代の割合は現在
25 4:1程度であるが、厚生労働省の発表によると、2025年には2:1程度になると予想されている。そのため、現在の年金制度では保険料収入と給付額のバランスが崩れて、年金財政が悪化することが予測されている。現在の若年世代は負担した保険料を下回る年金しか受給できない可能性もあり、世代間の不公平が顕著である。1994年（平成6年）、老齢厚生年金の見直しや在職老齢年金制

度の改善など年金制度の改革が行われた。それまで賦課方式であったため、年金基金の残高が高齢化時代に底をつく可能性があった。しかし、改革後残高が底をつくという事態は避けられることになった。そうすると、見えてくる問題は世代間の負担格差である。基金が底をつかないと同時に、高齢化時代の現役

5 の負担が非常に高くなるという見通しがある。世代間格差が生じることは避けられない。

世代間格差は社会経済の多くの要因が複合的に絡み合っただけで生じたものである。その大きな要因は、人口構造の変化、若者に頼った財政システムにある。

まず、世代間格差を顕著化させた最大の要因は人口構造の変化であることは

10 間違いない。上記で述べたように、少子化の進行による若年世代の数の減少と平均寿命の伸長による高齢世代の数の増加により、高齢世代と現役世代の数のバランスが崩れてきた。これらの流れは、長い期間にわたって続いてきたものであり、すぐに修正することは難しい。問題は少子高齢化を前提としても、世代間格差が縮小できるような仕組みづくりができるかどうかである。

次に、若者に頼った財政システムについて述べる。賦課方式の基本は、「高齢

15 世代に必要な年金や医療の財政を若者世代が負担する」というものである。現在支援している若者も、高齢になれば次の若者世代が老後に必要な年金、医療の財源を負担してくれることになる。そのため、もし少子高齢化が進行せず、各世代の人口の大きさが同じであれば、世代ごとの負担は変わらないものとなるが、少子高齢化が進行すると若者世代の負担が増え、これが世代間格差の拡大をもたらす原因となる。反対に、高度成長期には、若者世代の人口がさらに増えるという想定のもとで、次第に若い世代ほど負担は小さくなると考えられていたことから、こうした仕組みが採用されたのである。賦課方式は、人口構造

20 が変化すれば、世代間の助け合いシステムが収奪システムに反転する可能性を

25 あわせ持っているのである。この賦課方式とは反対に、個人年金などで採用されている、積立方式は人口構造とは無関係である。

2004年（平成16年）の改正で、保険料の引き上げを一定段階で固定し、その範囲内で給付を行うことに方針転換してから、保険料が際限なく引き上げられることはなくなった。

30 国民年金の保険料は、平成29年度まで毎年280円ずつ引き上げられることが

決定した。

過去の実際の保険料と比較してみる。平成 26 年現在の保険料は 15,250 円である。制度改正以前の昭和 45 年は 450 円、昭和 55 年 3,300 円、平成元年 8,000 円、平成 16 年 13,300 円である。現在と比較してみても約 45 年間で 34 倍まで差が生じている。

10 少子高齢化が進み高齢世代の人口が増える一方、現役世代の人口が減少すれば、高齢世代と現役世代の給付と負担のバランスをとるためには、一人当たり年金給付額を削減する、保険料率を引き上げる、高齢世代の対象人口を削減する、一人当たり所得を増加させる、という方策がある。

15 かつては年金制度改革が 5 年に 1 回行われていた。これは国勢調査の結果をもとに、おおむね 2 年後に将来人口の推計を行い、さらにその 2 年後に年金の財政再計算を実施し、その将来試算をもとに制度改革をすすめるという手順であった。2009 年度は、2004 年度の年金制度改革によって大きな方向性が確立したため、財政再計算が行われず、2004 年度改革の実行可能性の検証のみが行われた。しかし以前は、財政再計算のたびに、上記の 4 つの方策が毎回のよう

20 25 30

に実施されてきた。とりわけ、保険料率は制度改革のたびに引き上げ方向に改定され、年金支給開始年齢を 65 歳に引き上げることで年金支給対象人口の削減も行われた。その一方、一人当たり年金給付額の削減は 2004 年度改革で初めて導入されたものである。若年世代にとっては保険料率や年金支給開始年齢の引き上げは、負担を増やし給付を減らすという意味で前世代との年金制度における世代間格差を広げる結果をもたらした。

世代間格差の縮小を目的とする政策は、世代内格差に対しても目配りをするものでなければならない。世代間格差の縮小を進めるには、市場原理を活用し、現在の広すぎる範囲の社会保障制度を見直す検討が必要になる。その際、市場原理の導入によって世代内の所得格差が生じるのであれば、税制を利用して格差を縮小させていく手段を併せ持つことが欠かせない。世代間格差の公平性を定義することは難しいし、その合意を取り付けることはさらに困難であろう。世代間格差の問題の目標にすべきことは、「世代間格差を現状よりも拡大させない、あるいは縮小させる」ことである。

世代ごとの給付と負担(保険料と年金のスライドを考慮して計算したもの)

【厚生年金(基礎年金を含む)】

	1940年生	1950年生	1960年生	1970年生	2000年生
保険料	900万円	1,200万円	1,800万円	2,400万円	4,200万円
年金給付	4,400万円	4,200万円	5,000万円	5,900万円	9,700万円
比率	5.1倍	3.4倍	2.8倍	2.5倍	2.3倍

【国民年金(基礎年金)】

	1940年生	1950年生	1960年生	1970年生	2000年生
保険料	300万円	500万円	700万円	1,000万円	1,700万円
年金給付	1,400万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	2,500万円
比率	4.5倍	2.7倍	1.9倍	1.6倍	1.5倍

5 出典

(日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=882>)

(2) 給付における問題点

10 第一に、平均寿命の伸長とともに年金の受給期間が伸びている。消費税を年金の財源としても、潤沢に給付ができるはずはない。そのため、平均寿命の伸長に応じた給付開始年齢の調整が必要となる。現在のマクロ経済スライドにもこの調整機能はあるが、これを強化し、スウェーデンの年金制度が採用しているような自動財政均衡メカニズムを導入することも検討すべきである。

15 第二は、ベーシック・インカムとはいえ、年金以外に高所得を持つ受給者に対する給付削減が必要である。社会保険方式では、名目上は支払った保険料相当の年金給付を行うという建前から、高所得者の年金削減は制度的にも困難である。税方式とすることで、カナダのクローバック制などを参考にした制度が導入可能になる。高所得を持つ高齢者の年金給付削減は、世代間格差縮小にも寄与する。

20 第三は、高齢者の労働供給の支援と統合的な年金制度を構築することである。

今までの多くの研究では、在職老齢年金制度が高齢者の労働供給を抑制していることが示されている。今後、60歳代後半の年齢層を含め、高齢者の就業を促進するためには在職老齢年金制度を再考する必要がある。

5 (3) 未納問題と年金財政

未納率とは、納付すべき保険料に対してどれだけ納付されたかという納付率を1から引いたもので、未納をしている被保険者の割合を示しているのではない。未納率は2010年度で40.7%に達しており、この問題は年金制度を揺るがす大問題である、という指摘もある。その一方、第一号被保険者の保険料が公的年金の財源に占めるウエイトは小さく、未納率の上昇は年金制度の屋台骨を揺らがすほどのものではないという指摘もある。

公的年金の給付を確実に行うためには、財源の確保が重要である。年金給付の財源となる年金負担については、保険料負担と公費負担がある。公的年金は社会保険であるから、保険料負担が主であるが、基礎年金については部分的に公費が国庫負担として投入されている。

老齢基礎年金は、65歳以上の国民共通に支給されるものとなっているが、その財源の2分の1は国民年金や厚生年金などに加入する「被保険者の保険料」によるもので、残りの2分の1は「国庫負担」によるものとなっている。以前には国庫負担の割合は3分の1であったが、2004年度年金制度改革によって、2009年度から2分の1への引き上げが決まった。公的年金に対する不信や不安は、国の年金財政における複雑さにも起因していると考えられる。国民年金や厚生年金は、国の特別会計によって経理されている。国民年金特別会計と厚生年金特別会計は、国の一般会計と複雑な資金のやりとりを行っている。

25

3. 改革案

(1) 給付水準引き下げ・支給開始年齢引き下げ論

2004年度の制度改正では、新たにマクロ経済スライドが導入され、保険料率は、給付水準を大幅に引き下げる代わりに、それまで目標とされた19.8%から

18.3%へと引き下げられた。しかし、この保険料率に対してもさらなる引き下げが必要だとして、支給開始年齢の引き下げや年金の給付水準の引き下げを行うべきという意見が経済界を中心に主張されている。その理由は、これ以上保険料負担が増大すると労働コストが高まり日本企業の国際競争力が損なわれ、
5 引いては年金財政を支える経済基盤そのものが脆弱になるというものである。
『また、公的年金制度の拡大は貯蓄率を低め経済成長にマイナスに作用するという批判もしばしば行われてきた。』

しかし、戦後の日本の高度経済成長と公的年金制度の拡充が並行して実現されてきた推移をふり返ると、単純に保険料の増大が労働コストを高め経済成長
10 にマイナスに影響してきたとは思えない。もちろん経済が低成長時代に入り、過去の高度経済時代とは基本的に違ってきてはいるが、将来の18.3%程度の保険料率はすでに他の先進諸国のほとんどで実現されており、国民負担率でも最低水準の日本だけがそれより低い保険料負担でないと国際競争力を維持できないとする論拠は乏しいと思わざるを得ない。出典（日本の年金政策 負担と給
15 付・その構造と機能・井口直樹・2010・158頁）また、貯蓄率に対する年金制度の影響については、そもそも経済成長に影響を与える要因には貯蓄率だけでなく、それ以外にも生産性の伸びや労働力人口の伸びなど多くのものが考えられることから、公的年金制度の貯蓄への影響だけを取り上げて云々するのは適当ではない。

20

（2）積立方式導入論

公的年金の財政方式が、ほとんどの国で積立方式から賦課方式や修正積立方式の方向に見直されてきたが、近年になって、今度はこの積立方式を復活させようという動きが盛んになってきている。

25 その背景には、現在賦課方式で運営されている各国の年金制度が財政面で大きな危機に直面していることがある。財源確保のために保険料を増大させようとする経済界からの反対を受け、一方、支出増を抑制するために支給開始年齢の引き上げなど給付の見直しを行おうとすると今度は年金受給者をはじめとした一般国民のこれまた大きな反発を受けるというわけで、多くの国で政府は大きなジレンマに陥っている。
30

そうした中で、現行の公的年金制度の仕組みの中に積立方式の要素をなるべく多く取り込めば財政圧力をかなり軽減できるのではないかというのが積立方式導入論の狙いである。私的年金を公的年金の補完的な存在としてではなく代替的なものにしていくべきという主張も、こうした積立方式重視論の延長線上の考え方から出ている。

5 確かに、積立方式というのは拠出に応じた分しか年金を支払わないという仕組みだから、財政運営に苦しむ政府にとっても魅力的な方策ではある。保険料増と年金減の二者択一的なジレンマから逃げようとして「第3の財源」探しに苦勞する必要もなくなるわけで、積立方式に国民的なコンセンサスが得られれば、それに越したことはないということである。

10 しかし、積立方式には、老後生活の安定化という公的年金制度の使命から見るといくつかの致命的な欠陥がある。スライド制度が採用できないこと、新たに「二重の負担」が生じることなど多くの問題がある。したがって、年金制度における私的年金のウェイトを幾分大きくすることなどはできたとしても、公的年金の財政方式を全面的に賦課方式から積立方式へ切り替えていくというようなことは適切とは思われない。

なお、積立方式導入論は、単に財政対策上の観点からではなく、世代間の「負担の不公平」の解決策としてもしばしば取り上げられてきた。

20 (3) 厚生年金民営化論

積立方式導入論とともに、現在の厚生年金保険を基礎年金部分と完全に分離し「民営化」すべきという意見もある。

ただ、その場合の民営化の中身は必ずしも明確ではない。あえて現実的な案を思い浮かべてみると、公的年金制度として強制加入の仕組みは維持したまま、自動車賠償責任保険制度のように、その運営だけを民間の保険会社に受託するというものが考えられる。

その場合には、民間の保険会社によってどの程度低コストで安定的かつ確実に保険料の徴収と年金の給付が行えるかがポイントになるが、万一保険会社が破綻し、年金の支給に支障が生じた場合に予想される社会的混乱は短期保険の自賠償保険の比ではないこと、民間保険の場合、保険料に占める事務費比率が

10%強と言われていることなどを考えると、こうした公的年金制度の民営化がどの程度制度の効率化を安定化に貢献するかは、きわめて疑問である。

(4) 基礎年金の税財源化論

5 現在、国民年金の1号被保険者のうち保険料の全額免除者の割合は4分の1を超え、また保険料納付義務を負っている人の実際の納付率も7割程度に留まっている。そのため、将来、これらの人々の多くが無年金者や低年金者になるのではないかと危惧されている。こうした国民年金保険料の未払い問題は古くからあり、その解決はわが国の公的年金制度の最大の課題だと言ってよいかも
10 しれない。

そのため早くも1977年には社会保険制度審議会から「基本年金構想」が発表され、現在の基礎年金に当たる「基本年金」の財源に、保険料に代わって「所得型付加価値税」を充てるべきとの意見が提出されてきた。

15 このような考え方は、確実に税財源が確保されるのであれば、国民年金保険料の支払いが一切不要になり、無年金者や低年金者の存在を根底から払拭するためにはもっとも効果的かもしれない。

しかし、こうした税による財政運営については、安定的な税財源の確保が果たして可能なのか、とくに消費税を財源とした場合には頻繁な税率の引き上げが困難なため、年金の給付水準の維持が難しくなるのではないかと懸念され
20 てきた。

また、その場合、全ての年金受給者に対して資産調査をせざるを得なくなり、かつてのイギリス等における無拋出制公的年金制度と同様、国民年金制度は実質的に生活保護制度化してしまうのではないかと指摘もなされている。とりわけ、老齢年金制度の給付水準を生活保護以上に引き上げた場合には、そうした懸念は一層高まるだろう。さらに、老齢年金だけではなく遺族年金や障害年金についても同様の扱いにすれば、現行の生活保護制度は基本的な見直しが必要とされ
25 るかもしれない。

また、これが現実には一番の難問になるかもしれないが、これまで徴収して
30 きた国民年金保険料を各人に返還するのだろうか、その場合にはどう返還する

のかという問題も生じてくる。

このように、基礎年金の財源をすべて税で賄うという考え方は、無年金・低年金対策としては最も徹底した考え方ではあるものの、解決すべき課題もきわめて多い。

- 5 なお、国民年金保険料の未払い問題を年金財政の破綻問題と直結して考える向きがあるが、国民年金の「空洞化」によって直ちに2号被保険者の保険料が増えたり、国民年金財政が破綻したりするというわけではない。100年という長期で見ると、約7000万人の国民年金被保険者の中に現在程度の保険料未納者がいても、一方でその分将来の年金給付費も減っていくので、財政的には大きな影響を与えないからである。
- 10

(5) 公的年金一元化論

- 国民年金制度と厚生年金保険制度を一体化し同じ保険料を適用しようという考え方は、国民年金制度創設時にも検討されたが、自営業者の所得把握が難しいことから見送られた。所得が正確に把握されないと、結局、世代間・世代内の所得分配機能が働く分だけ、所得が正確に把握されるサラリーマン層が不利になるからである。
- 15

- しかし、近年になって、こうした考えが国民年金（基礎年金）制度の空洞化対策として再び取り上げられるようになってきた。具体的には国民年金制度と厚生年金保険制度を一本化し（基礎年金は廃止）、保険料も定率保険料方式に一元化するとともに、賃金が低いため年金額が一定額以下の人に対しては、その差額を一般財源（税）から「最低保障年金」として支給するというものである。
- 20

- ただ、仮に所得が正確に把握されたとしても、それが直ちに保険料納付の向上に結びつくかは定かではない。自営業者からはサラリーマンとは違い、保険料の源泉徴収が出来ない事情に変わりはないからである。
- 25

- 一方、このような「一元化」が実施されると、かねてより指摘されてきたように「最低保障年金」が設けられると、所得水準が低く所得把握率も低いこれまでの1号被保険者（自営業者等）がこれより多くもらうのに対し、そのための負担は、所得把握率の高いサラリーマン層が税という形でより多く負うことになるかもしれないからである。
- 30

また、基礎年金の廃止にともない「3号被保険者」がなくなるので、かつて大問題であった無職の専業主婦に年金をどう保障するかという問題が改めて生じてくるかもしれない。さらには、定率保険料制度への転換にともない、事業主負担のない1号被保険者の中には保険料が現在より大幅に高くなる人が相当

5 出てくることが予想されるが、こうした負担増が果たして可能か、といった問題も考えられる。

このように考えてくると、国民年金と厚生年金との「一元化」には、所得把握の公平化や保険料徴収体制の整備のほかにも未だ克服すべき課題が少なくないように思われる。

10

(6) パート・派遣労働者の厚生年金保険適用問題

パート等非定型労働者が急増する中、こうした人々の多くに厚生年金が適用されていないことも大きな問題になってきている。

こうした非定型労働者には、家庭の主婦などの3号被保険者と自営業に就き

15 ながらパート等で働いている人やそれ以外の1号被保険者がいるが、これらの人々の内、特にパート等の収入しかない人々は、厚生年金保険の適用を受ける一般の勤労者や自営業の1号被保険者と比べると、老後の生活が不安定になる可能性がより高くなる。しかも、こうした人々の賃金は極めて低い場合が多いので、自営業に就いていない1号被保険者の場合には、国民年金保険料すら十

20 分支払えないということも十分予想される。

したがって、こうした低賃金の非定型労働者にとって厚生年金保険加入は、事業主の保険料負担が半分あること、所得代替率の高い年金が期待できることから極めて有利と考えられる。しかし現実には、新たな負担増を嫌う事業主だけでなく、パート等の労働者の中にもこれに反対する人が少なくない。それは、

25 単に手取り収入が減ることに抵抗があるためだけでなく、家庭の主婦などの3号被保険者の中には、新たに支払うことになる厚生年金保険料と追加的にもらえる厚生年金とを比較して、厚生年金への加入を不利と考える人々がいるからである。そのため、この問題の解決には3号被保険者の保険料負担のあり方についても検討が必要だが、老後の所得を充実させると同時に、一定以上の所得

30 がある人々には相応の負担をしてもらうためにも、パート等非定型労働者に対

する厚生年金保険の適用は積極的に推し進めていくべきである。

4. おわりに

5

現在の日本の年金制度には、様々な問題がある。それは、人口構造の変化や財政システムが大きな要因になってくる。主に世代間の格差について述べてきたが、これは日本の将来を見通していく中で大きな問題となってくる。

10

15

20

25

30

おわりに

5 日本社会や経済の変化にともない、公的年金も変化させる必要がある。現在の日本社会における問題点は数多く存在する。人口減少、少子高齢社会を筆頭に、雇用、格差の拡大、都市一極集中、単独世帯の増加などさまざまである。これまでに、年金100年安心プランや公的年金に関する提案は幾度となくなされてきた。長期的にわたって実用可能な公的年金についても数多く議論されている。

10

しかし、いくら議論がされようとも、どのような変化が訪れるかを予測することは極めて難しい。地震の発生を正確に予測することが困難であるように、社会の変化や、それにとまなう公的年金に迫られる変化を正確に予測し的中させることは非実現的であるように思われる。そこで、問題点に一早く対応できるような制度や組織へと改革していくことが必要である。これからの公的年金に必要なのは変化に対応できるような柔軟性である。柔軟性を持てるような改革をしていくことが目標となるであろう。また、変化の予測が困難であろうとも、問題点を点検し議論することから得られる改善点や気づきには意味がある。問題点にとらわれすぎず、柔軟性のある公的年金へと改革していくことが
15
20 当面の課題であり、目指すべき姿である。

< 参考文献 >

- ・小幡績（2014）『GPIF－世界最大の機関投資家』
- ・駒村康平（2014）『日本の年金』
- 5 ・上村敏之（2009）『公的年金と財源の経済学』
- ・八代尚宏（2003）『少子・高齢化の経済学』
- ・加藤久和（2011）『世代間格差 人口減少社会を問いなおす』
- ・井口直樹（2010）『日本の年金政策 負担と給付・その構造と機能』
- ・玉木伸介（2004）『年金 2008年問題』
- 10 ・鈴木亘（2012）『年金問題は解決できる！』
- ・社会保障研究所（1992）『年金 リーディングス日本の社会保障』

< 参考WEB >

- 15 日本年金機構
(<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=882>)
年金受給・サポートサイト
(<http://nenkin.yoshimura-sr.com/>)
年金積立金管理運用独立法人サイト
- 20 (<http://www.gpif.go.jp/gpif/>)